

経済産業省告示第百九十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入（平成十二年通商産業省告示第七百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年九月三日から施行する。

平成二十二年九月三日

経済産業大臣 直嶋 正行

第二号中「船積地域とする貨物の輸入」の下に「及びイランを原産地又は船積地域とする輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、三の項（二）7に掲げる貨物（六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）、三の項（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）並びに四の項の中欄に掲げる貨物の輸入」を加える。

附 則

この告示による改正後の外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認

めて指定する貨物の輸出又は輸入第二号（「北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び」に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月十三日限り、その効力を失う。